

総務建設常任委員会協議会

説明資料

令和8年11月2日

大磯町町税条例の一部改正について

資料

1

改正概要

.....

1

2

改正内容

.....

1

税 務 課

大磯町町税条例の一部を改正する条例について

1 改正概要

町税の減免に係る取扱いについて、申請者の利便に配慮する観点から、減免申請書の提出期限及び軽自動車税の減免要件について見直しを行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 減免申請書の提出期限の延長

町税の減免に係る申請書の提出期限について、「納期限前7日まで」としているものを、「納期限まで」に変更するもの。

対象税目：町民税（個人及び法人）、固定資産税、軽自動車税

(2) 軽自動車税の減免要件の拡充

18歳以上の身体障がい者に対する軽自動車税の減免要件について、18歳未満と同様に「障がい者本人または生計同一者が所有する軽自動車」も対象とするもの。

対 象		改正前	改正後
		納税義務者（所有者）	納税義務者（所有者）
身体障がい者	18歳未満	障がい者本人 または 生計同一者	障がい者本人 または 生計同一者
	18歳以上	障がい者本人	
精神障がい者（参考）		障がい者本人 または 生計同一者	

(3) 施行日

令和9年4月1日から施行します。（令和9年度課税より適用）